

経営者の方へのメッセージ



弁護士法人
シーライト藤沢法律事務所

代表弁護士
阿部貴之
TAKAYUKI ABE

法律問題の多くは、紐解いていけばどれも「人」の問題に帰着します。このことは、企業間、企業内、個人間の法律問題にあっても同様です。弁護士登録をして以来10年以上の経験を経て「人」の問題の解決には、経済的な合理性だけでなく「気持ちを酌む」ことが大切であるとの思いが日々強くなって参りました。お話を十分伺って解決への筋道を立てるお手伝いができれば幸いです。お気軽にご相談ください。

経歴

平成18年10月 弁護士登録 東京都内総合法律事務所 入所
平成23年 4月 東京都庁入都 労働委員会事務局(法務担当課長)
平成25年 1月 東京都内法律事務所 入所
平成27年 1月 シーライト藤沢法律事務所 開設

所属

神奈川県弁護士会 日本労働法学会
東京都労働委員会 藤沢北西ロータリークラブ
藤沢商工会議所 藤沢法人会 等



〒251-0025 藤沢市鶴沼石上1-5-4
大樹生命藤沢ビル2階

弁護士法人 **シーライト藤沢法律事務所**

TEL.0466-53-9340

■相談時間 平日 9時～19時(定休日:土日祝)



FAX 0466-53-9341

E-mail info@fujisawa-roumu.com

WEB <https://fujisawa-roumu.com>

企業の**法律相談**は
経験豊富な弁護士にお任せください



弁護士法人
シーライト藤沢法律事務所
C-RIGHT FUJISAWA LAW OFFICE

ご相談の流れ

1 まずはお電話またはメールにて、
相談のご予約をお取りください。

TEL.0466-53-9340

受付時間：平日9時～19時(定休日：土日祝)

E-mail：info@fujisawa-roumu.com



2 弁護士との面談

弁護士が親身になって相談者の方のお話をお聞きします。相談者の方にとって分かりやすい言葉で丁寧にご説明いたしますので、ご安心ください。

3 方針の決定と委任契約

弁護士から問題解決に向けた説明や顧問契約の内容の説明をさせていただきます。依頼していただいた際に、当事務所との間で委任契約を結んでいただきます。問題解決に向けて一緒に前進していきましょう！

以下のような方に
顧問契約をお勧めしております。

- ☑ 従業員とのトラブルが絶えない。
- ☑ 気軽に相談できる法律の相談役をお願いしたい。
- ☑ 法務や労務に関して、社長・人事担当での悩みが多い。専門弁護士にアウトソーシングしたい。
- ☑ 会社の労務問題を全て見直して、「働き方改革」を実現したい。

法律相談のご予約

☎0466-53-9340

(受付時間 平日9時～19時 夜間土日祝応相談)

弁護士法人シーライト藤沢法律事務所の労働分野の取扱分野

問題社員対応

問題社員(モンスター社員)への懲戒処分、改善策など



解雇・退職勧奨

業績不振による従業員解雇トラブル対応・退職勧奨のプラン策定・実行支援など



残業代請求対応

未払残業に関する労働審判、訴訟対応
そもそも残業代請求をされない就業規則の構築など



団体交渉・労働組合対策

労働組合・ユニオンから団体交渉を申し入れられた場合の対応など



労働分野以外の企業の取扱分野

債権回収

内容証明郵便、支払督促、民事調停、訴訟、仮差押、強制執行など



事業承継

株式の継承(生前贈与・相続)対策、金融機関、取引先との折衝支援、社内規定整備



契約書や規約のチェック・作成

契約書や規約の作成サポート、条項・文言のチェック、契約書トラブルへの対応など



不動産

不動産売買トラブル、賃貸借契約、家賃滞納、土地・建物明渡し、任意売却など



顧問契約のご案内	月額ご利用料金(税込)	3万3千円	オススメ 5万5千円	11万円	22万円
	サービス内容	ライトプラン	スタンダードプラン	プレミアムプラン	スペシャルプラン
プランの選び方	弁護士にちょっとした相談をしたい。取引先に「顧問弁護士」の表示がしたい。	弁護士としっかりとした相談ができ、契約書や就業規則などのチェック・作成体制を整えたい。	法務・労務に強い会社を作りたい。	社外法務部が欲しい。	